○東温市分館活動補助金交付要綱

(平成 16 年 9 月 21 日告示第 10 号)

改正 平成 23 年 3 月 1 日告示第 14 号 平成 24 年 11 月 26 日告示第 133 号令和元年 7 月 30 日告示第 62 号 令和 3 年 3 月 17 日告示第 29 号

(目的)

第1条 この告示は、市内の分館が行う事業活動に要する経費に対し、東 温市補助金交付規則(平成22年規則第23号)及び東温市各種補助金交 付・適用基準(平成22年告示第94号)に基づき、予算の範囲内において 補助金を交付することにより、分館活動を基盤とした地域の教育力の向上 を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「分館」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第42条第1項に規定する公民館類似施設のうち、豊かで住みよい地域づくりを目指して、地域住民が自主的に設立し、運営し、活動等を行っている自治公民館をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、 次に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費が明確に区分できないも のについては、他の補助金又は助成金との重複受給はできないこととする。
 - (1) 環境美化活動事業
 - (2) 異世代·家族間交流活動事業
 - (3) 人の輪づくり・人材育成活動事業
 - (4) 地域課題活動事業
 - (5) 歷史伝承活動事業
 - (6) 健康づくり活動事業

(補助金の額)

第 4 条 各分館へ配分する補助金の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。 (交付の申請)

- 第5条 分館(別表第2)は、補助金の交付を受けようとするとき、分館長は、 補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める 期日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(交付の決定等)
- 第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付する。ただし、補助金の目的を達成するために当該申請内容の修正勧告を行い、又は必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更承認)

- 第7条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた分館(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業について、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添え、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実施計画書朱書き
 - (2) 収支予算書朱書き

(補助事業の中止及び廃止)

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、 あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第 6 号)を市長に提出し、 その承認を受けなければならない。

(補助金の実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業の実績(様式第8号)
 - (2) 収支決算書(様式第9号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、交付決定の通知を受けて、補助金支払請求書(様式第10号)を市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による支払請求書を受理した場合は、補助金 を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

- 第12条 補助金の執行において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全額若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (2) 不正な方法により、補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 補助事業の実施方法が、著しく不適当と認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この告示に違反したとき。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年9月21日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の重信町分館活動補助金交付 要綱、川内町地区公民館ふるさとづくり促進事業費補助金交付要綱、地区 公民館スポーツ大会奨励報償費交付要綱又は地域婦人学級奨励補助金交付 要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当 規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年3月1日告示第14号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 26 日告示第 133 号) この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年7月30日告示第62号) この告示は、令和元年8月1日から施行する。

附 則(令和3年3月17日告示第29号) この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助金の額

東温市分館活動補助金総額予算の範囲内

交付 均等 各分館 30,000 円

内訳 割

戸数組加入世帯数を対象に算出

割

事業 健康づくり活動事業のみ 50,000 円を上限とし、その他の事業 割 は、それぞれ 10,000 円を上限とする。

補助対象経費及び事業内容

(1) 環境美化活動事業

道路、河川等の環境美化や花植えなど美化活動を行う事業

事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料

(2) 異世代·家族間交流活動事業

昔ながらの遊びや体験活動等を通じて、異世代・家族間交流を行う事業 事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料

(3) 人の輪づくり・人材育成活動事業

分館内のネットワークづくりや次代の地域リーダーを育成するための事 業

事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料

(4) 地域課題活動事業

教育、資源、福祉等地域の身近な問題について、分館全体で取り組む事業

事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用

料及び賃借料

(5) 歴史伝承活動事業

分館内に伝わる伝統芸能、昔話や歴史(文化)等を分館で保存・育成・活 用また掘り起こす事業

事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料

(6) 健康づくり活動事業

スポーツ、レクリエーションなど、地域住民に運動習慣の定着を促すため分館が主催又は参加する事業

事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用 料及び賃借料

別表第2(第5条関係)

分館(自治公民館)一覧表

地区の名称	分館名
山之内	山之内
	井口
樋口	樋口
横河原	横河原
志津川	志津川
	八反地
西岡	西岡
見奈良	見奈良
田窪	田窪
田窪団地	田窪団地
牛渕	牛渕
	堀池
牛渕団地	牛渕団地
播磨台団地	播磨台団地
上樋	上樋
南野田	南野田
北野田	北野田
北野台団地	北野台団地
新村	新村
上林	上林
下林	下林
上村	上村

河之内	河之内
則之内東	則之内東
則之内西	則之内西
井内	井内
滑川	滑川
土谷	土谷
奥松瀬川	奥松瀬川
前松瀬川	前松瀬川
横灘団地	横灘団地
北方東	北方東
北方西	北方西
町東	町東
町西	町西
南方東	南方東
南方西	南方西

様式第1号(第5条関係)

分館活動補助金交付申請書 [別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

分館活動事業実施計画書 [別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

分館活動収支予算書 [別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

補助金交付決定通知書[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

分館活動変更承認申請書 [別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

分館活動中止(廃止)承認申請書 [別紙参照]

様式第7号(第9条関係)

分館活動実績報告書 [別紙参照]

様式第8号(第9条関係)

分館活動事業の実績 [別紙参照]

様式第9号(第9条関係)

分館活動収支決算書 [別紙参照]

様式第10号(第10条関係)

分館活動補助金支払請求書 [別紙参照]